

耐震に関する基準を満たしていることを証明できる書類

要綱別表第3の2の項の第2欄の第6号、別表第4の2の項の第2欄の第6号及び別表第5の3の項の第2欄の第12号は、次の1から5までに掲げる者が耐震診断を行った上で発行する証明書です。

なお、東京都耐震マーク表示制度に基づく東京都耐震マークの交付を受けている建築物である場合は、交付の事実を示すことをもって「耐震に関する基準を満たしていることを証明できる書類」に代えることができます。東京都耐震マークについては東京都耐震ポータルサイト（9. 東京都耐震マーク表示制度について）を参照してください。

（参考）東京都耐震ポータルサイト（9. 東京都耐震マーク表示制度について）

<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/tokyo/topic09.html>

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
- 2 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- 3 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士。ただし当該建物が同法第3条の規定に該当する場合を除く。
- 4 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- 5 地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体